

3 未来を支える医療・福祉の充実

(1) 医療提供体制の充実と健康づくりの推進

<医療提供体制の充実>

○医師確保関係事業（医療整備課） 1,009,100千円（R5 1,015,700千円）

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着を図ります。

[事業内容]

1 医師修学資金貸付事業 678,000千円

医師確保を図るため、大学在学中の医学部生に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付コース]

①長期支援コース 553,200千円

貸付対象：県内の大学医学部、県外の大学医学部（知事の指定する大学に限定）の学生

貸付月額：国公立大学 15万円、私立大学 20万円

②ふるさと医師支援コース 122,400千円

貸付対象：県外の大学医学部の学生（大学の限定なし）

貸付月額：一律 15万円

③産科医志望加算枠 2,400千円

貸付対象：①及び②の貸付者のうち将来的に産科医を希望する4年次以上の学生
（山武長生夷隅医療圏などの産科医の不足する医療圏への就業が条件）

加算月額：一律 5万円

2 ちば若手医師キャリア形成支援事業 19,000千円

地域で働く医師の確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を図るため、診療科別コースの策定を支援します。

3 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 54,100千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた情報提供や相談業務、医療技術研修を実施します。

①医師キャリアアップ・就職支援センターの運営 51,800千円

②若手医師を呼び込むためのセミナーの開催 2,300千円

4 医師少数区域等医師派遣促進事業 125,000千円

医師の地域偏在改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足を解消するため、医師に余裕のある医療機関が医師少数区域等の医療機関に医師を派遣する場合に助成します。

[補助基準額] 医師1人あたり1,250千円/月（上限）

[負担割合] 県2/3、派遣先医療機関1/3

5 産科医・女性医師等の就労支援促進事業 133,000千円

産科医・助産師に支給される分娩手当や出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援の取組に対し助成します。

○保健師等修学資金貸付事業（医療整備課） 403,830千円（R5 398,048千円）

地域医療に従事する看護師等の確保対策を強化するため、看護師等養成所などの学生のうち、卒業後県内に就業しようとする者に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付対象] 看護師等養成所などに在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

[貸付枠] 590名（うち特別枠20名）

[貸付額] 看護師・保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円

准看護師 月額 民間立10,500円、公立 7,500円

特別枠※ 月額 36,000円

※香取海匝医療圏・山武長生夷隅医療圏の病院・診療所への就職を希望する場合

○地域医療教育学講座設置事業（医療整備課） 43,400千円（R5 40,400千円）

地域医療を目指す医師を育成・確保するため、千葉大学医学部に寄附講座を設置し、医学生に対して地域医療に係る講義・臨床実習を行うとともに、実習や研修を受け入れる地域の病院に勤務する医師に対して指導等のスキルアップを図るための教育を行います。

○医師少数区域における勤務の推進事業（医療整備課） 9,000千円（R5 8,300千円）

医師の地域偏在を改善するため、医師少数区域の医療機関における6か月以上の勤務経験を国から認定された医師が医師少数区域での勤務を継続できるよう、経済的支援を行います。

[補助対象] 医師少数区域内（山武長生夷隅保健医療圏）の病院・診療所

[補助対象経費] 認定医師に対して支出する研修受講料、旅費、図書費

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

○保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業【新規】（医療整備課） 20,000千円

看護師や歯科衛生士などの保健医療従事者を養成する保健医療大学について、将来を見据えた機能強化の検討を行います。

[事業内容]

①保健医療大学の機能強化に係る調査委託 19,000千円

学部学科の構成・教育内容、キャンパスの立地・施設整備、大学院の設置可能性 等

②外部有識者検討会の開催 1,000千円

○地域における在宅医療等推進体制強化事業【新規】（医療整備課） 170,000千円

地域の在宅医療・介護の推進のため、関係機関による協議会等を開催するとともに、市町村が行う在宅医療と介護の連携強化に向けた取組を支援します。

[事業内容]

1 多職種連携による医療・介護連携推進事業 8,000千円

・多職種による医療・介護連携に係る協議会等の開催 6,170千円

・地域・介護連携リーダー育成事業 950千円

・普及啓発のためのシンポジウム等の開催 880千円

2 在宅医療連携促進支援事業 162,000千円

[対象事業] 在宅医療と介護の連携に必要な体制構築等（介護保険事業は除く）

[対象経費] 関係会議の開催、研修・人材育成、地域住民への普及啓発 等

[補助率] 10/10

[上限額] 1市町村あたり3,000千円

○在宅医療BCP策定促進研修事業【新規】（医療整備課） 7,600千円

災害時にも、病院等において、適切な在宅医療を提供する体制の構築に向けて、在宅医療に係るBCP（事業継続計画）の策定を支援するための研修を実施します。

[対象] 県内の病院・診療所

[内容] BCPの必要性や基礎知識、具体的な策定の手順 等

○有事における地域リハビリテーション行動指針策定事業【新規】（健康づくり支援課）

1,900 千円

令和5年度中に全ての介護・障害福祉サービス事業所でBCP（事業継続計画）の策定がなされることを踏まえて、自然災害が発生した場合等においても、地域単位でリハビリテーションサービスを継続するための行動指針の策定に向けて、調査・研修等を行います。

[実施内容]

- ・各圏域における地域リハビリテーションの継続に向けた課題等の調査
- ・事業者や関係団体等による検討会の開催
- ・有事における地域単位のBCPに関する研修会の開催 等

[委託先] 千葉リハビリテーションセンター（予定）

○災害医療関係従事者養成等事業【一部新規】（医療整備課、薬務課）

7,724千円（R5 1,276千円）

大規模災害時に、県及び県内各地の災害対策本部等において、災害医療に関する応急対応を担う専門的な人材の養成等を行います。

[主な事業]

- ・災害薬事コーディネーター養成事業【新規】 5,359 千円
発災時において、医薬品の適切な管理・提供を担う薬剤師の養成カリキュラムを作成し、研修を行います。
- ・災害支援ナース派遣調整等業務委託【新規】 1,089 千円
発災時に災害医療に従事する看護師の派遣を迅速に行う体制づくりを行います。

[参考：令和5年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○電子処方箋の活用・普及促進事業【新規】（健康福祉政策課） 1,070,000千円

質の高い医療サービスの提供や医療機関等の業務効率化を推進するため、医療機関等による電子処方箋の導入に対し補助を行います。

[対象施設] 病院、診療所（歯科を含む）、薬局

[対象経費] 医療機関・薬局に対する電子処方箋管理サービスの導入に係る費用

[補助上限] 大規模病院：81.1万円、病院：54.3万円、診療所、薬局：9.7万円

※機能の追加に併せて、補助上限の上乗せあり

[補助割合] 国2/3、県1/3

○救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

1,246,347千円（R5 1,184,839千円）

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

[主な事業]

1 運営費補助 834,644千円

[対象施設] 救命救急センター 9病院

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

2 設備整備費補助 409,743千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○ドクターヘリ運営事業（医療整備課）

633,998千円（R5 569,993千円）

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

[補助先] 日本医科大学千葉北総病院、君津中央病院

○救急安心電話相談事業（医療整備課） 48,000千円（R5 72,000千円）

県民が地域で安心して暮らせる環境を整備するとともに、不要・不急の受診を減らし、救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や医師による夜間・休日の電話相談を実施します。

[業務内容]

相談員の配置 看護師2人以上及びバックアップ医師1人以上

相談日時 月～土：午後6時～午前8時

日祝日：午前9時～午前8時

○小児救急電話相談事業（医療整備課） 96,000千円（R5 84,000千円）

夜間の小児の急病時に保護者等の不安を解消するとともに、不要・不急の受診を減らし、小児救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や小児科医による夜間電話相談を実施します。

[委託先]（公社）千葉県医師会

[業務内容]

相談員の配置 看護師2～3人、小児科医1人

相談日時 午後7時～午前8時（毎日）

○周産期医療ネットワーク事業（医療整備課） 25,187千円（R5 22,707千円）

周産期における妊婦の救急搬送体制を確保するため、総合周産期母子医療センターにコーディネーターを配置し、24時間体制で受け入れ可能な病院情報を収集し、救急医療を必要とする妊産婦の搬送先の調整を行います。

○AED普及啓発事業（医療整備課） 4,100千円（R5 1,500千円）

救命率の向上に向けてAEDに関する県民の意識を向上させるため、普及啓発に取り組む団体と協働してAED体験などの機会を提供します。

[事業内容]

大規模商業施設等に普及啓発ブースを出展（4回程度） 2,600千円

普及啓発リーフレット等の作成・配布 1,500千円

○新興感染症対応体制確保・強化事業【新規】（疾病対策課） 840,000千円

改正感染症法に基づき、新興感染症の発生・まん延等に対応する体制を整備するため、関係機関との連携体制を構築するとともに、感染症対応のために医療機関等が行う設備整備への助成や、医療機関の従事者等に対する研修等を行います。

[主な事業]

①千葉県感染症対策連携協議会等の開催 2,200千円

②医療機関等に対する設備整備補助 820,000千円

[対象者] 県と感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関

[補助率] 10/10 又は 2/3

[対象事業] 医療機関が行う感染症対応のための設備整備

(多床室の個室化、個人防護具保管施設の整備、簡易陰圧装置の設置 等)

③医療従事者等に対する感染対策研修の開催 6,500千円

[対象者] 医師、看護師、薬剤師 等

○地域中核医療機関整備促進事業（医療整備課） 1,213,473千円（R5 887,464千円）

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

[対象施設] 公的医療機関

[対象事業] 地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築

[補助率] 1/3

[補助先] さんむ医療センター、千葉市立海浜病院、船橋市立医療センター

○看護師宿舎施設整備事業（医療整備課） 133,955千円（R5 69,159千円）

看護職員の勤務環境の改善及び定着促進を図るため、病院に近接した看護宿舎の整備に要する経費を助成します。

[対象事業] 看護師宿舎の新築、増改築、改修

[補助率] 33/100

[補助先] みつわ台総合病院、名戸ヶ谷病院、千葉大学医学部附属病院、国際医療福祉大学成田病院

○災害拠点病院施設・設備整備事業（医療整備課） 104,748千円（R5 61,116千円）

災害拠点病院が行う耐震補強や医療機器の購入などに対し助成します。

[事業内容]

1 災害拠点病院施設整備事業 92,848千円

[対象事業] 耐震補強、備蓄倉庫・受水槽・ヘリポート等の整備

[補助率] 耐震補強Is値0.6未満 1/2、Is値0.4未満 1/3、その他 1/3

[補助先] 千葉労災病院、安房地域医療センター

2 災害拠点病院設備整備事業 11,900千円

[対象事業] 災害拠点病院として必要な医療機関等の備品購入

[補助率] 医療機器等2/3、緊急車両1/3

[補助先] 亀田総合病院、安房地域医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院、
千葉大学医学部附属病院

○災害時強靱化緊急促進事業（医療整備課） 290,400千円（R5 81,000千円）

災害時に発生する多くの負傷者を受け入れる際に必要な体制を整えるため、災害拠点病院が行う設備整備等に対し助成します。

[対象施設] 災害拠点病院・災害拠点精神科病院

[対象事業] 負傷者等の受入スペース、非常用発電機等の整備

[補助率] 10/10

[補助先] 安房地域医療センター

○病院事業会計負担金（健康福祉政策課） 16,399,452千円（R5 15,215,287千円）

県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

1 収益的収支（3条予算） 14,040,704千円

2 資本的収支（4条予算） 2,358,748千円

○動物愛護センター収容動物診療等事業【新規】（衛生指導課） 10,000千円

収容される動物の譲渡の促進、殺処分削減に向けて、外部の獣医師を活用することにより、健康管理、治療、不妊・去勢手術を行います。

[事業内容]

- ・健康管理 2,750千円
- ・不妊・去勢手術 3,700千円
- ・治療 3,550千円

○飼い主のいない猫対策推進事業（衛生指導課） 5,000千円（R5 8,000千円）

飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術のさらなる促進を図るため、市町村の取組に対する補助を拡充します。

[補助対象経費・上限額等]

- ・不妊・去勢手術に要した経費（上限 25 万円）

（対象経費）

令和5年度まで：前年度の補助件数を超えた分の経費の1/2

令和6年度以降：前年度の補助件数に関わらず全経費の1/2

- ・住民に対する事業説明会、啓発チラシ作成等に係る経費（上限 15 万円・補助率 10/10）

○動物愛護普及啓発事業【新規】（衛生指導課） 5,000千円

県民の動物愛護に対する関心と理解を深めるため、各種イベントの機会を活用した普及啓発を行います。

[事業内容]

- ・リーフレットやポスター、ノベルティ製作の作成 5,000千円

<健康づくりの推進>

○がん対策事業（健康づくり支援課） 225,425千円（R5 210,980千円）

「千葉県がん対策推進計画」に基づき、がん予防から早期発見、質の高いがん医療の提供や緩和ケアまで総合的かつ計画的ながん対策を推進します。

[主な事業]

- 1 **がんの予防・早期発見推進事業** 3,306千円（R5 3,872千円）
がん発見技術の向上を図るため、がん検診に携わる医療従事者に対して研修を実施するとともに、県民に対し、がん検診の重要性を周知します。
- 2 **地域統括相談支援センター事業** 7,379千円（R5 6,663千円）
がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーターの養成や活動支援を行います。
- 3 **緩和ケア推進強化事業** 3,283千円（R5 3,418千円）
緩和ケアを希望するがん患者やその家族のため、医療・介護従事者との意見交換会の実施や医療機関等の情報提供、緩和ケアに取り組む高齢者施設等への支援等を実施します。
- 4 **地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業** 160,000千円（R5 145,000千円）
地域がん診療連携拠点病院等が行う病院間のネットワークづくりや相談支援、普及啓発、医療従事者への研修の実施等に係る費用に対して助成します。
[基準額] 地域がん診療連携拠点病院 15,000千円
地域がん診療病院 10,000千円
- 5 **小児・AYA世代がん患者等支援事業** 29,313千円（R5 28,313千円）
小児・AYA世代のがん患者等が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊孕性温存療法等に対する助成を実施するとともに、関係医療機関や行政とのネットワーク構築やがん診療従事者等の人材育成を行います。
[妊孕性温存療法の助成上限額]
胚（受精卵）凍結350千円、未受精卵凍結200千円、卵巣組織凍結400千円、
精子凍結25千円、精子凍結（精巣内精子回収）350千円

○口腔がん等研修事業（健康づくり支援課） 6,000千円（R5 5,000千円）

発見が遅れた場合、重症化リスクや死亡率が高くなる口腔がんの早期発見を促すため、歯科医師等に対する研修の実施とともに、県民向けの普及啓発を行います。

[事業内容]

- ・ 歯科医師等に対するスキルアップ研修 2,500千円
- ・ 県民向け集団口腔がん検診の開催 3,500千円

○がん患者QOL向上事業（健康づくり支援課） 38,000千円（R5 22,000千円）

がん患者の生活の質の向上を図るため、アピアランスケアや若年がん患者の在宅療養を支援します。

[事業内容]

1 がん患者アピアランスケア支援事業 30,000千円

がん治療やその副作用による外見の変化への不安を和らげるアピアランスケア用品の購入費用等について助成します。

[補助対象者] がん治療を受けている方

[補助対象経費] 医療用ウィッグ・乳房補整具等の購入費用等（上限5万円）

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

2 若年がん患者在宅療養支援事業 8,000千円

若年がん患者の終末期の生活を支えるため、在宅療養に係るサービスの利用費用について助成します。

[補助対象者]

以下のいずれにも該当する方

- ・医師により回復の見込みがないと診断されたがん患者
- ・在宅の生活を営む上で居宅介護等の支援が必要な方
- ・18歳以上39歳以下の方

[補助対象経費]

在宅で生活するために必要な訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与及び福祉用具購入等に係る経費の9割（月額の上限54,000円）等

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

○骨髄移植等におけるドナー支援事業（薬務課） 7,560千円（R5 7,046千円）

骨髄等を提供したドナー及びドナー休暇を与えた事業所等を対象に市町村が補助を行う場合、その一部を補助します。なお、対象者について、提供の最終同意に至った後、患者の都合等により中止になった場合も補助するよう見直します。

[対象者] 骨髄等を提供したドナー・ドナー休暇を与えた事業所

（骨髄等提供の最終同意に至った後、提供が中止された場合を含む）

[補助率] 1/2

[補助額] 骨髄等を提供したドナー等に対する支援 20千円/日（上限は7日間）

事業所に対する支援 10千円/日（上限は7日間）

○風しんワクチン接種費補助事業（疾病対策課） 11,800 千円（R5 6,500 千円）

検査において抗体価が低いとされた方を対象に市町村が行う、風しんワクチン接種補助に要する経費の一部を助成します。令和6年度からは妊婦健診における検査結果で接種が必要となった場合も対象とするよう見直します。

[補助対象]

市町村が次の対象者に対して行う風しんワクチン接種補助

- ①千葉県風しん抗体検査事業で抗体価が低いとされた方
- ②妊婦健診で風しん抗体価が低いとされた方【拡充】

[補助率] 1/2

○性感染症予防対策事業（疾病対策課） 31,001 千円（R5 26,548 千円）

H I Vをはじめとする性感染症の予防、早期発見・治療につなげるため、県民向けの普及啓発や相談支援を実施するとともに、保健所等において性感染症の検査等を行います。

[主な事業]

①県民向けの普及啓発等

- ・同性愛者や青少年に対する普及啓発・相談支援 3,795 千円
- ・メディアを活用した普及啓発 3,901 千円

②保健所等における検査等

- ・H I V検査（保健所・休日街頭検査） 12,698 千円
- ・H I V感染者等に対する専門的な相談窓口の整備 1,799 千円
- ・その他の性感染症検査 8,652 千円

○自殺対策推進事業（健康づくり支援課） 163,262千円（R5 140,895千円）

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制を確保するとともに、普及啓発を実施します。令和6年度からは、近年の若年層の自殺者増加を踏まえて、SNS相談窓口の対応時間を延長します。

1 県実施事業 72,538千円

[主な事業]

・いのち支える電話相談窓口 32,200千円

・いのち支えるSNS相談窓口 21,729千円

[受付日時] 水曜日・土曜日・日曜日 14時～22時（延長前 18時～22時）

※自殺対策強化月間は上記に加え月曜日、自殺予防週間は毎日相談を受付

・自殺未遂者総合支援事業 13,288千円

・県民等に対する啓発・情報提供 2,395千円

・自死遺族支援事業 1,748千円

2 市町村や団体の相談、普及啓発事業に対する支援 90,724千円

(2) 高齢者福祉と障害者福祉の充実

<高齢者福祉の充実>

○介護事業所における業務改善支援事業【一部新規】(高齢者福祉課)

300,200千円 (R5 191,000千円)

介護現場の業務改善に向け、ワンストップ型の支援を実施するため、相談窓口を設置するとともに、介護ロボットやICTの導入経費に対する助成を強化します。

[事業内容]

1 介護現場の業務改善に係る相談センターの設置【新規】 32,000千円

介護事業者からの業務改善に係る相談に対応可能な窓口を設置するほか、事例紹介などを行うセミナーや伴走型の支援を行います。

[主な事業内容]

・相談窓口の設置	19,000千円
・セミナーの実施	3,400千円
・伴走支援の実施	6,800千円

2 介護現場革新会議の開催【新規】 1,200千円

介護現場の課題やその解決策等について検討するため、介護現場革新会議を開催します。

[主な参加者]

・介護関係団体、学識経験者、雇用関係機関・団体、市町村職員 等

3 介護ロボット導入支援事業 122,000千円 (R5 84,000千円)

介護事業所における人材確保を図るため、介護従事者の負担を軽減する介護ロボットの導入経費に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 移乗支援・入浴支援 1,000千円、その他 300千円 (1機器あたりの上限額)
見守り機器導入に伴う Wi-Fi 整備等 1,500千円 (1事業所あたりの上限額)

[補助率] 1/2 (相談センターを活用する場合は 3/4 に引き上げ)

4 介護事業所におけるICT導入支援事業 145,000千円 (R5 107,000千円)

介護事業所における業務の効率化を図るため、介護記録や介護報酬の請求等を一体的に管理できる介護ソフトなどICTの導入経費に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 事業所規模に応じて 1,000千円～2,600千円 (1事業所あたりの上限額)

[補助率] 1/2 (相談センターを活用する場合は 3/4 に引き上げ)

○介護人材確保対策事業（健康福祉指導課） 436,765千円（R5 430,748千円）

介護人材の確保・定着を図るため、新規就業や介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護職の魅力発信、外国人介護人材の就業促進などに総合的に取り組みます。

[主な事業]

1 介護人材確保対策事業費補助 149,013千円（R5 138,969千円）

介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた支援等を行います。

[補助率] 市町村 3/4、事業者 10/10 等

2 介護の未来案内人事業 9,740千円（R5 9,770千円）

県内介護施設等に従事する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、県内高等学校等への派遣やSNSの活用などを通じて、介護職の魅力を発信します。

3 介護に関する入門的研修委託事業 5,756千円（R5 5,756千円）

介護人材のすそ野の拡大に向け、介護未経験者を対象とした入門的研修を実施します。また、研修修了者に対し、職場体験の実施や介護事業所とのマッチングまでの支援を行います。

4 外国人介護人材就業促進事業 195,203千円（R5 201,172千円）

介護施設への外国人介護福祉士等の就業を促進するため、外国人介護人材支援センターを設置し相談支援等を行うとともに、留学生受入プログラム等を実施します。

(1) 千葉県外国人介護人材支援センター運営事業 28,954千円

相談窓口の設置、事業者向けの制度説明会やセミナー、留学生と外国人職員の交流会の開催 等

(2) 千葉県留学生受入プログラム 102,699千円

留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを行うとともに、留学前後の日本語学校の学費や、介護福祉士養成施設に在籍する間も含めた留学期間中の居住費に対して、県内介護施設が費用負担をした場合の経費の一部を助成します。

[補助基準額]（日本語学校）留学前2万円/月（6か月）、留学後5万円/月（1年）
（居住費）3万円/月（3年）

[補助率] 1/2

5 介護現場における働き方改革促進事業 10,000千円（R5 10,000千円）

専門性の高い業務と清掃・配膳等の周辺業務を仕分けし、周辺業務を担う介護助手を導入するなど、業務改善や多様な人材の適正配置を行う介護事業所を支援します。

6 千葉県福祉人材センター事業 59,128千円（R5 57,156千円）

福祉に関する人材確保業務を行う福祉人材センターを設置し、就職説明会、福祉人材バンクによる無料職業紹介、職場体験、離職者の再就業支援、アドバイザーによる相談支援等を行います。

○老人福祉施設整備事業補助（高齢者福祉課） 2,524,000千円（R5 3,666,000千円）

特別養護老人ホーム及び老人短期入所居室の創設等に要する経費に対し助成します。

[実施主体] 市町村、社会福祉法人

[補助単価] 4,500千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）

[整備床数] 616床（特別養護老人ホーム）、40床（老人短期入所居室）

○介護基盤整備交付金事業（高齢者福祉課） 2,177,000千円（R5 2,429,887千円）

市町村が実施する小規模多機能型居宅介護事業所等の小規模な介護施設の整備に要する費用について助成します。

[補助対象] 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 等

[限度額] 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
1施設 36,600千円 等

[整備床数等] 小規模多機能型居宅介護事業所 7施設

看護小規模多機能型居宅介護事業所 5施設 等

○特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業（高齢者福祉課）

2,286,000千円（R5 2,800,098千円）

特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の介護施設が開設前に行う職員雇用や広報等の準備経費に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 等

[限度額] 特別養護老人ホーム 914千円×定員数

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1施設 15,300千円 等

[整備床数等] 特別養護老人ホーム 1,651床

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9施設 等

○サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業（住宅課） 220,000千円（R5 260,000千円）

サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所及び医療機関等との連携が図られているなど、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行います。

[補助対象]

国の補助金を受けて整備し、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られている住宅

[補助率]

（新築）住宅建設費の1/20（675千円/戸上限）

（改修）住宅改修費の1/6（975千円/戸上限）

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設するものは、新築：1/10（1,350千円/戸上限）、改修：1/3（1,950千円/戸上限）

○認知症対策支援事業【一部新規】（高齢者福祉課） 127,892千円（R5 127,892千円）

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

[主な事業]

1 認知症疾患医療センター運営事業 54,970千円（R5 54,970千円）

認知症治療の中核病院として、県が指定した「認知症疾患医療センター」において、鑑別診断や急性期治療、専門的な相談対応に加え、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携しながら、日常生活を円滑に送るための相談支援等を行います。

[委託先] 認知症治療の中核としての機能を持つ病院 10病院

2 認知症相談支援事業 5,998千円（R5 5,998千円）

ちば認知症相談コールセンターを設置し、認知症の各種相談を実施するとともに、認知症の人やその家族を支援するための交流会を実施します。

- ・ちば認知症相談コールセンター運営事業 4,998千円
- ・認知症の人やその家族のための交流事業 1,000千円

3 医療・介護人材育成事業 53,400千円（R5 51,535千円）

認知症の人と家族を支援する体制を構築するため、医療・介護分野等において認知症に精通した人材を育成します。

- ・認知症サポート医等養成研修事業 9,938千円
- ・市民後見推進事業 37,810千円 等

4 認知症普及啓発事業 3,020千円 (R5 2,940千円)

認知症になっても地域で暮らせるよう、認知症サポーター等の養成や認知症への正しい理解を促進するための啓発等を行います。

- ・認知症サポーター等養成講座 1,634千円
- ・チームオレンジちば促進事業 576千円 等

5 若年性認知症支援事業【一部新規】 8,372千円 (R5 10,197千円)

若年性認知症の人への就労、福祉サービスや健康・医療に関する支援等を行うため、コーディネーターを配置するとともに、新たに若年性認知症の人の社会参加に向けた集いの場を提供します。

- ・若年性認知症支援コーディネーター事業 7,338千円
- ・若年性認知症の人の社会参加促進事業【新規】 350千円 等

<障害者福祉の充実>

○障害者グループホーム等に対する支援（障害福祉事業課）

813,895千円（R5 681,195千円）

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などについて補助します。また、グループホームが増加している状況を踏まえ、新規開設や運営費等に関する相談支援を行う支援ワーカーの体制を強化します。

[事業内容]

1 運営費補助 339,305千円（R5 286,905千円）

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費

[補助率] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 357,000千円（R5 334,000千円）

[対象者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者

[補助率] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 117,590千円（R5 60,290千円）

県内 12 箇所に 1 名配置している支援ワーカーについて、処遇改善を行うとともに、全ての箇所で増員します。

○障害福祉サービス事業者等研修事業（障害福祉事業課） 19,167千円（R5 16,349千円）

県内の障害福祉サービス事業所に配置するサービス管理責任者等を養成するため、研修を行います。令和6年度は、グループホーム等の増により、研修の受講申込が増加していることを踏まえ、定員を増員します。

[主な研修内容]

- ・サービス管理責任者等基礎研修（定員900名→1,300名） 6,629千円
- ・サービス管理責任者等実践研修（定員700名→800名） 3,954千円
- ・相談支援従事者初任者研修（定員450名→500名） 5,325千円 など

○障害福祉のしごと魅力発信事業【新規】（障害福祉事業課）

5,000千円

障害福祉分野の人材の確保を図るため、新規就業を促進する取組を行います。

[主な内容（想定）]

- ・大学生等を対象とした就業体験やセミナー・イベントの開催
- ・中高生やその保護者等を対象とした進路及び現場説明会
- ・SNSを活用した魅力の発信 など

○重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業（障害福祉事業課）

145,094 千円（R5 127,654 千円）

県内の重度の強度行動障害のある方が本人の意向に沿った生活の場を確保できるよう、暮らしの場支援会議を通して、県全体で重度の強度行動障害のある方を支援します。

[事業内容]

- 1 「暮らしの場支援会議」の設置 2,759 千円（R5 2,759 千円）
- 2 重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業 142,335 千円（R5 124,895 千円）
 - ・グループホーム整備 10,273千円（R5 10,780千円）
 - ・既存施設の改修費 65,625千円（R5 65,625千円）
 - ・運営費補助 66,437千円（R5 48,490千円）

○短期入所施設による受入拡大支援事業【新規】（障害福祉事業課）

48,000 千円

重度の強度行動障害のある方の受入れを進めるにあたり、正式な受入先が決まるまでの間など、一時的に受入れを行う施設を確保するため、民間の登録事業者による短期入所施設の改修に対して補助を行います。

※登録事業者：重度の強度行動障害のある方の受入意思のある事業者として、本人と受入先との調整を行う「暮らしの場支援会議」に登録した事業者

[補助対象] 短期入所施設を増築・改修する民間の登録事業者

[対象経費] 既存の短期入所施設を増築・改修にかかる経費

[補助基準額・補助率] 8,000 千円(一部屋あたり)・3/4

○強度行動障害者等への県単加算事業（障害福祉事業課）

100,000 千円（R5 56,000 千円）

支援の困難な強度行動障害者を受け入れた入所施設について、施設の負担を軽減するため、支援員の加配に対して、加算を行います。

障害者の地域移行を進めるとともに、受け入れ先の拡大を図るため、令和6年度から、補助対象となる施設に、グループホームを追加します。

[補助対象] 県内の障害者支援施設・グループホーム又は障害児入所施設

[加算額] 障害者：日額4,810円（県内居住の強度行動障害者と判定された者1人につき）

[補助率] 県1/2、市町村1/2

[参考：令和5年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○障害者グループホーム等の整備促進（障害福祉事業課） 88,026千円

障害者の社会参画や地域移行を推進するため、グループホーム等の整備を行う事業者に対して助成します。

[補助割合] 国1/2、県1/4

[参考：令和5年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業（障害福祉事業課） 15,000千円

障害者支援施設等における労働環境の改善や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、介護業務の負担を軽減する介護ロボットの導入を行う事業者に対して助成します。

[補助割合] 国1/2、県1/4

[基準額]・移乗介護等 1台あたり100万円

・移動支援等 1台あたり30万円

・1事業所あたり 120万円～210万円

[参考：令和5年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）]

○障害福祉分野におけるICT導入支援事業（障害福祉事業課） 30,000千円

障害者支援施設等における業務効率化や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、ICT導入を行う事業者に対して助成します。

[補助割合] 国1/2、県1/4

[基準額] 1事業所あたり1,000千円

○千葉リハビリテーションセンター再整備事業（障害福祉事業課）

2,146,814千円（R5 27,600千円）

（債務負担行為 5,000千円）

開設から40年余りが経過し、施設・設備が老朽化しているほか、居室や訓練室等のスペースが不足している千葉リハビリテーションセンターの再整備を進めます。

[主な事業]

- 1 建築工事（第1期） 2,108,500千円

年 度	事業費（千円）	主な内容
5年度	0	入札・契約
6年度	2,108,500	建築工事（外来診療棟建築工事）
7年度	7,811,799	建築工事（外来診療棟建築工事）
8年度	3,094,404	建築工事（外来診療棟建築工事）
9年度	1,471,297	建築工事（外来診療棟建築工事、連結部分解体工事）

- 2 開院運用調整支援業務委託 34,100千円

○重度心身障害者（児）医療給付改善事業（障害者福祉推進課）

4,500,000千円（R5 4,500,000千円）

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

○障害者就業・生活支援センター事業〔一部再掲〕（障害福祉事業課、産業人材課）

173,632千円（R5 153,932千円）

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。令和6年度からの法定雇用率引上げに伴い、雇用義務対象企業の増加等が見込まれることから、就業支援に係る支援内容の充実を図ります。

[設置数] 16ヶ所

[事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

○障害者の工賃アップのための事業（障害福祉事業課） 45,398千円（R5 35,398千円）

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発等に取り組む事業所を支援します。

[事業内容]

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害者就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・農福連携による障害者の就農促進に向けた技術指導、現場実習 等

○医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業【新規】（特別支援教育課）

28,900千円

特別支援学校に在籍するスクールバスへの乗車が困難な医療的ケア児について、通学に係る保護者負担を軽減するため、県の負担により保護者の代わりに看護師等が福祉タクシー等に同乗して、送迎を行う通学支援体制を新たに構築します。

[支援内容] 同乗する看護師等の派遣費用及び福祉タクシー等利用費用（片道17回分）

[対象校] 桜が丘特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校、松戸特別支援学校、船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校

○医療的ケア児等に対する支援の充実（障害福祉事業課、子育て支援課）

253,629千円（R5 169,199千円）

医療的ケア児等の地域施設等での受入れが広がるよう、支援の中核的な役割を担う医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアに対応できる人材育成等を引き続き実施します。

また、保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を配置した場合の経費の一部を助成します。

[事業内容]

- | | | | |
|---|--------------------------------|-------------------------|----------|
| 1 | 医療的ケア児等総合支援事業 | 20,700千円（R5 20,700千円） | |
| | ・医療的ケア児等支援センター事業委託 | | 19,195千円 |
| | ・看護師等の医療的ケア児等に対応する看護人材確保のための研修 | | 957千円 |
| | ・千葉県医療的ケア児等支援地域協議会の運営 | | 548千円 |
| 2 | 医療的ケア児保育支援事業 | 232,929千円（R5 148,499千円） | |

○医療型短期入所事業所開設支援事業（障害福祉事業課） 16,000千円（R5 16,000千円）

在宅で医療的ケア児（者）の介護を行う家族の負担を軽減するため、短期入所事業所の開設を支援します。

[事業内容]

- | | | | |
|---|---|----------|--|
| 1 | 医療型短期入所事業所設備整備事業 | 10,000千円 | |
| | 病院、診療所又は介護老人保健施設が医療型短期入所事業所を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成します。 | | |
| | [補助率] 1/2 | | |
| | [補助基準額] 1,000千円/床（上限5,000千円） | | |
| 2 | 医療型短期入所事業所開設支援事業 | 6,000千円 | |
| | 医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を行います。 | | |

《社会保障費》

○社会保障費 356,271,499千円 (R5 348,847,568千円)

1 補助事業 339,093,176千円 (R5 331,968,299千円)

[主な事業]

・生活保護事業（健康福祉指導課） 5,610,000千円 (R5 5,610,000千円)

生活保護法に基づき、生活困窮者の保護に要する費用を負担します。

1 郡分扶助費 3,810,000千円 (R5 3,810,000千円)

町村に居住する被保護者に係る生活保護支弁額を負担します。

[負担割合] 国3/4、県1/4

2 市分負担金 1,800,000千円 (R5 1,800,000千円)

市が支弁した居住地の明らかでない被保護者に係る保護費用を負担します。

[負担割合] 国3/4（市に直接交付）、県1/4

・難病医療費助成事業（疾病対策課） 7,900,000千円 (R5 7,500,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾病について医療費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/2

[対象疾病] 341疾病

・児童手当支給事業（子育て支援課） 12,255,000千円 (R5 12,200,000千円)

中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

なお、令和6年10月分から、所得制限撤廃や支給対象年齢の拡大等を実施します。

[支給額] ※ ()内は令和6年10月以降

3歳未満 月額15,000円（第3子以降は月額30,000円）

3歳以上～小学生 月額10,000円

第3子以降は月額15,000円（月額30,000円）

中学生（～高校生） 月額10,000円（第3子以降は月額30,000円）

所得制限家庭 月額5,000円（所得制限の撤廃）

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

（支援納付金1/3、国4/9、県1/9、市町村1/9 等）

- ・ **保育所等への運営費の給付（子育て支援課）** 26,463,000千円（R5 25,093,000千円）

認定こども園・保育所等の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対 象〕 私立の認定こども園、保育所等

〔負担割合〕 国1/2（直接）、県1/4、市町村1/4

- ・ **小規模保育等への運営費の給付（子育て支援課）** 3,623,000千円（R5 3,547,000千円）

地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対 象〕 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者

〔負担割合〕 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **多様なニーズに対応した子育て支援（子育て支援課）**

2,554,000千円（R5 2,556,000千円）

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な子育てニーズに対応した事業に対し助成します。

〔負担割合〕 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

- ・ **障害者自立支援給付費負担金（障害福祉事業課）** 31,524,000千円（R5 29,645,000千円）

障害者総合支援法に基づき、介護給付・訓練等給付等に要した経費を負担します。

〔負担割合〕 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **自立支援医療事業（児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課）**

11,337,000千円（R5 10,980,000千円）

障害者総合支援法に基づき障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。

- ・ **障害児通所給付費負担金（障害福祉事業課）** 10,020,000千円（R5 8,600,000千円）

児童福祉法に基づき市町村が実施する障害児通所給付の支給に要した経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **障害児施設措置費・障害児施設給付費負担金（障害福祉事業課）**

2,458,000千円（R5 2,366,000千円）

児童福祉法に基づき、障害児施設に入所した児童の保護、訓練等に要する経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/2

- ・ **後期高齢者医療給付費負担金（保険指導課）** 59,669,000千円（R5 58,267,000千円）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担します。

[負担割合] 国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

- ・ **地域支援事業交付金（高齢者福祉課）** 3,046,000千円（R5 3,504,000千円）

介護保険法に基づき、介護が必要な状態になることを予防する事業等に要する費用を交付します。

[負担割合]

 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%
 - ・ 包括的支援事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%
 - ・ 任意事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%

- ・ **重層的支援体制整備事業交付金（健康福祉指導課）**

1,800,000千円（R5 1,300,000千円）

子ども、障害者、高齢者、生活困窮といった従来の分野や対象ごとの支援の枠組みにとらわれず、複雑化・複合化した支援ニーズに柔軟に対応できる包括的な支援体制を構築し、相談支援等に取り組むための経費を負担します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

・ 特別会計国民健康保険事業繰出金（保険指導課）

33,785,000 千円（R5 34,395,000 千円）

国民健康保険法に基づき、県と市町村で行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険事業運営に必要な金額を一般会計から特別会計へ繰出します。

・ 国保経営安定化対策事業（保険指導課）

15,080,000千円（R5 14,389,000千円）

国民健康保険法に基づき、保険料（税）の軽減や保険財政基盤の強化に要した費用を負担します。

2 県単独事業 17,178,323千円 (R5 16,879,269千円)

[主な事業]

・ 重度心身障害者（児）医療給付改善事業〔再掲〕（障害者福祉推進課）

4,500,000千円 (R5 4,500,000千円)

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

・ 子ども医療費助成事業（児童家庭課）

6,800,000千円 (R5 6,800,000千円)

子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。

[実施主体] 市町村

[負担割合] 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

[助成対象] 通院 小学校3年生まで

入院 中学校3年生まで

[自己負担] 通院1回、入院1日につき300円

（月額上限）同一医療機関、同一月の受診における通院6回、入院11日以降無料

[支給方法] 現物給付

・ ひとり親家庭等医療費等助成事業（児童家庭課）

1,043,000千円 (R5 882,000千円)

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

[対象者] ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童 等

[自己負担] 入院1日・通院1回につき300円、調剤無料

[負担割合] 県1/2、市町村1/2